

# 一般社団法人日本膜学会倫理規定

## (前文)

日本膜学会会員は、真理の探究と未踏分野の開拓によって科学技術の革新を生み、人類の幸福と社会の進歩に貢献すべく努力する。

会員は、科学技術が社会ならびに生態系に重大な影響を与えることを深く認識し、自己の知識と技量を人類と自然とを共生させる環境の創製ならびに保全のために用いる。そのために、日本膜学会の会員は、正直でかつ偏らないようにし、法令を遵守し、安全確保をその第一義に置き、情報公開の原則のもと、自らの良心と良識に従い行動せねばならない。

これらの目標を達成するために、会員は、以下に定める倫理綱領を遵守する。

## (綱領)

1. 会員は、その専門職の遂行において、社会の安全、人々の健康、ならびに福利を最優先する。
2. 会員は、専門職に関し、雇用者または依頼者それぞれのために、誠実な代理人あるいは受託者として誠実に行動し、利害関係の相反を回避する。
3. 会員は、自己の専門領域においてのみ業務を行う。
4. 会員は、膜科学・膜技術の社会に対する責務の重要性を認識すると共に、専門知識と経験とを生かして技術の社会的信頼の維持ならびに向上に努める。
5. 会員は、継続的に自己の専門領域の能力向上に努める。
6. 会員は、社会への成果の表明に当たっては、客観的かつ真実に即した方法でのみ行うことにより、膜科学ならびに膜技術の発展に寄与する。
7. 会員は、後進の膜技術者・膜学研究者の指導育成に努める。
8. 会員は専門職の遂行において、環境に対する影響を考慮する。
9. なお、生命・医療研究等に於いてはヘルシンキ宣言に従う。